

## 第2部 防災に関する組織と活動内容



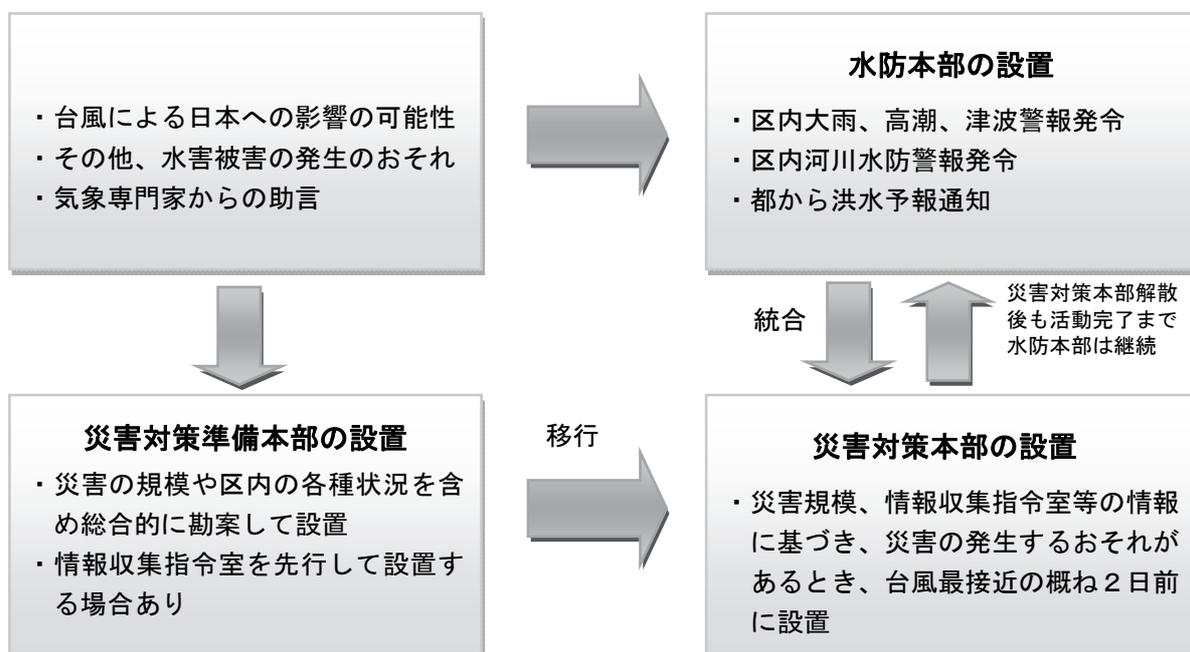
# 第1章 災害対策本部設置基準

## 第1節 災害対策本部の設置の流れ

区内において、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合、区民等の安全確保を迅速かつ的確に実施するため、以下の手順に基づいて早期に災害対策態勢を確立し、防災関係機関と協力して災害対策を推進する。

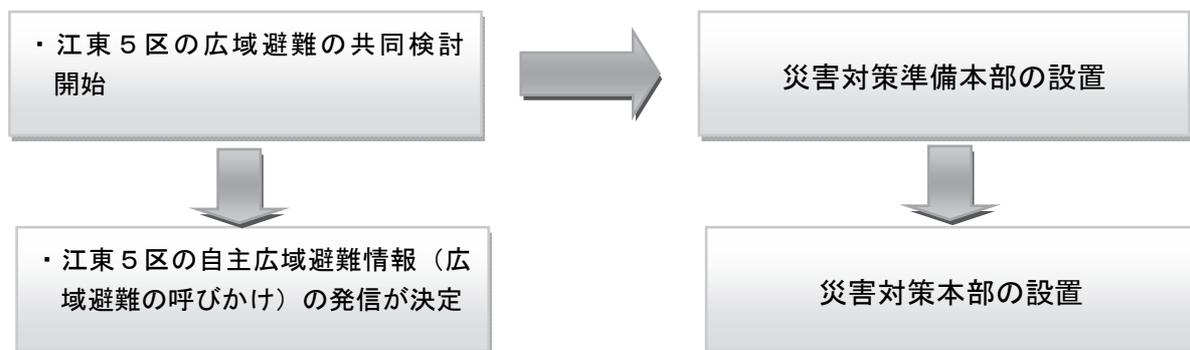
また、迅速かつ的確な初動体制を確立する上では、情報収集が重要となるため、危機管理部と関係部署から構成される情報収集指令室は、災害対策本部設置以前に、危機管理部長またはその代行者の判断により、先行的に設置される場合がある。

【水防本部、災害対策本部の設置の基本的な流れ】



※詳細については、次ページ参照

【江東5区の広域避難の共同検討が開始された場合の流れ】



**第1章 災害対策本部設置基準**

**第1節 災害対策本部の設置の流れ**

**第1 本部設置基準**

**1 水防本部の設置基準**

本部は、次のいずれかに該当する場合に、本部長（都市建設部長）が設置する。

水防本部は、災害対策本部が設置された場合、これに統合される。ただし、災害対策本部が廃止されても、水防活動が概ね完了するまでは水防本部は継続する。

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項に規定する気象（暴風雨及び大雨に限る。）、洪水または高潮の警報が区に発表されたとき。
- (2) 水防法第10条第3項または第11条第1項に基づく指定河川に係る洪水予報の通知を都知事から受けたとき。
- (3) 水防法第16条第3項に基づく指定河川に係る水防警報の通知を都知事から受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本部長が水害の発生するおそれがあると認めたとき。

**2 災害対策準備本部の設置基準**

台風、豪雨、竜巻、強風、大雪等の発生により、河川氾濫等の被害が生じるおそれがある場合は、災害の規模や区内の状況（河川状況等）を含め総合的に勘案し、的確な初動体制を確立するため、概ね4日前の時期に、次の基準で災害対策準備本部を設置する。

- (1) 950hPa以下で東京直撃の可能性がある場合
- (2) 最大瞬間風速50m以上の可能性がある場合
- (3) 気象専門家からの助言

**3 災害対策本部の設置基準**

災害対策準備本部設置後、若しくは状況の変化に応じては直接、情報収集指令室等の報告に基づき、区長またはその代理者は、台風最接近の概ね2日前の時期に災害対策本部を設置する。

以下に、災害対策本部設置に係わる各河川における判断基準を示す。

河川名	災害対策本部設置基準
荒川	埼玉県秩父周辺で48時間雨量が600mmを超過する場合
中川	吉川水位観測所の水位3.7m（レベル3）
綾瀬川	谷古宇観測所の水位3.1m（レベル3）
その他の河川	原則：水位危険度レベル3

江東5区の広域避難の共同検討が開始された場合は、災害対策本部の設置に向けた災害対策準備本部を設置し、江東5区の自主広域避難情報（広域避難の呼びかけ）の発信を決定した段階で、災害対策本部を設置する。

## 第2節 災害対策本部の組織及び活動

### 第1 災害対策本部の設置

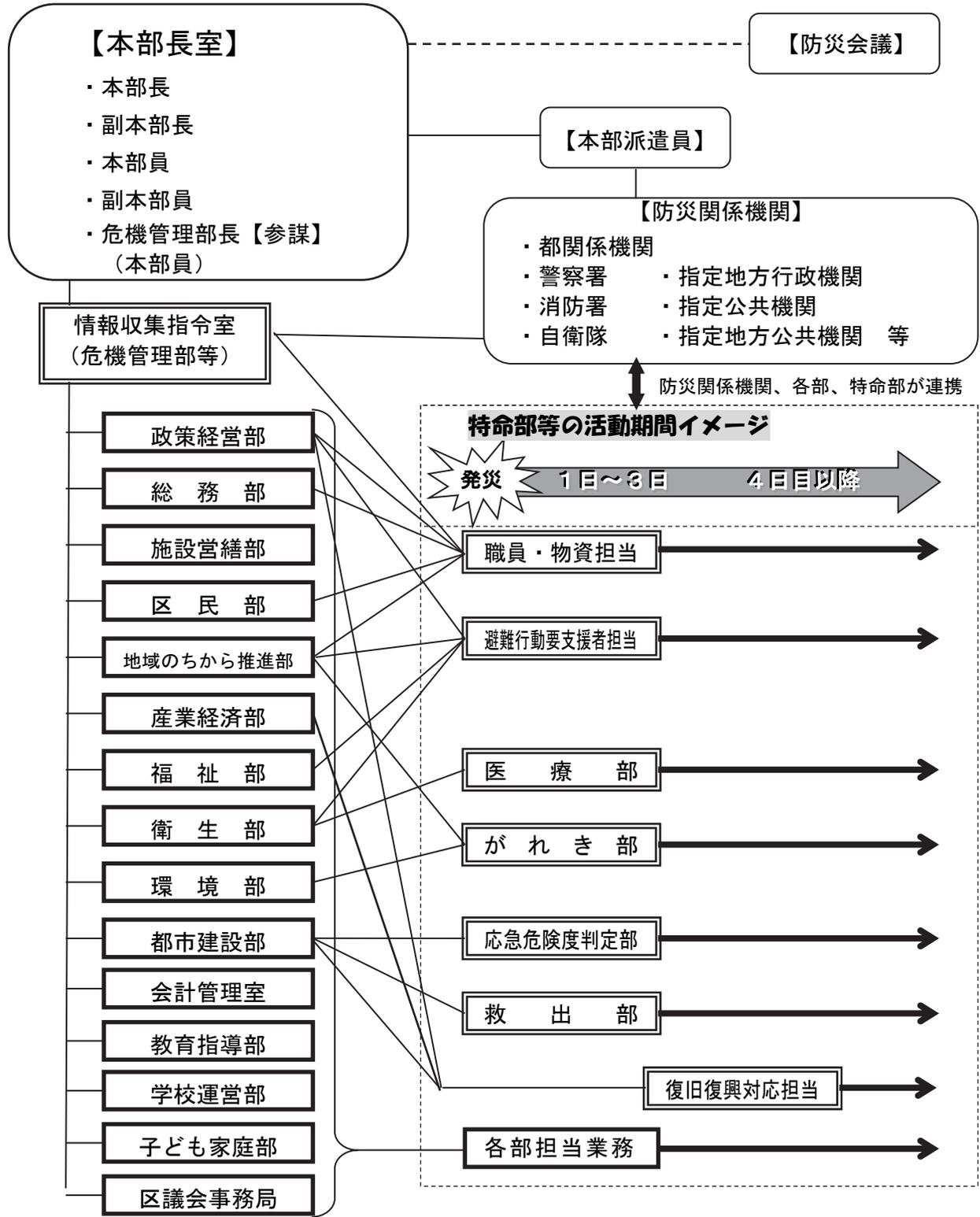
- 1 災害対策本部は、区長またはその代理者が、災害の規模、情報収集指令室等の報告等に基づき設置する。
- 2 設置場所は、区役所中央館8階災害対策本部室とする。
- 3 部長の職にあてられている者は、区長またはその代理者に本部の設置を要請することができる。
- 4 危機管理部長は、本部が設置されたときに、直ちに都知事に報告するとともに、各部長及び警察署、消防署等の関係機関に通知する。
- 5 危機管理部長は、本部が設置されたときに、庁舎玄関前及び必要な場所に「足立区災害対策本部」の表示を掲出する。
- 6 各部長は、所属職員に本部の設置を周知徹底する。
- 7 区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。
- 8 危機管理部長は、本部が解散した場合、直ちに都知事及び関係機関に通知する。

### 第2 災害対策本部の組織

- 1 災害対策本部は、本部長室（中央館8階）、情報収集指令室（南館7階：危機管理部等）及び区（各部等）をもって構成する。

第1章 災害対策本部設置基準  
第2節 災害対策本部の組織及び活動

【組織図】



**【特命部の構成】**

情報収集指令室：危機管理部職員、指定職員

職員・物資担当：総務部、区民部、地域のちから推進部、政策経営部

避難行動要支援者担当：福祉部、衛生部、地域のちから推進部、政策経営部、その他関係部署

医療部：衛生部、足立区医師会、日本赤十字社

がれき部：環境部、東京都足立都税事務所、地域のちから推進部

応急危険度判定部：都市建設部（建築室）、区職員判定員、区登録判定員

救出部：警察署、消防署、自衛隊、都市建設部

復旧復興対応担当：都市建設部、政策経営部、産業経済部、その他関係部署

## 第1章 災害対策本部設置基準

### 第2節 災害対策本部の組織及び活動

- (1) 本部長室は、本部長、副本部長、本部長、副本部長で構成し、本部の基本方針を審議策定するため、次の事務を所掌する。
- ア 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
  - イ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
  - ウ 避難の指示に関すること。
  - エ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
  - オ 市町村及び他の公共機関、防災機関等に対する応援要請に関すること。
  - カ その他災害対策に関すること。
  - キ 本部長室の庶務は、情報収集指令室（危機管理部等）が行う。
- (2) 本部長室は、初動の段階で特に次の事項を審議し共通認識する。
- ア 「人命最優先の応急対策」の特定及び人員の充当
  - イ 「人命最優先の応急対策」に係わる作業のうち、特に緊急性を要するものに対する責任者の指定及び作業の分割
  - ウ 決定事項の職員への周知徹底及び応急業務の履行状況の把握
  - エ 初動期の優先事項については所管外であっても積極的に連携・協力すること。
- (3) 本部長等の職務は以下のとおり。
- ア 本部長（区長）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
  - イ 副本部長（副区長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故等があったときは、その職務を代理する。
  - ウ なお、職務代理者に事故あるときは、以下に定める順序により臨時代理者をおく。
    - (ア) 危機管理部長
    - (イ) 総務部長
    - (ウ) 危機管理部長経験者
    - (エ) 災害対策課長経験者の部長級職員
    - (オ) 危機管理課長経験者の部長級職員
    - (カ) その他部長級職員で、組織順の上位にある者
  - エ 本部長（各部の部長）は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事するとともに、部の事務を掌理する。
  - オ 副本部長（規則で定めた課長職にある者）は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
  - カ 本部長は規則で定めた職にある者のほか、必要と認める者をもって副本部長に充て、本部長室の事務に従事させることができる。
  - キ その他の災害対策本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。
- (4) 本部長は、次に掲げる機関の長に対し、当該機関の職員が本部派遣員として本部長室の事務に協力することを求めることができる。
- ア 都関係機関
  - イ 警視庁
  - ウ 東京消防庁
  - エ 自衛隊

第1章 災害対策本部設置基準

第2節 災害対策本部の組織及び活動

- オ 指定地方行政機関
- カ 指定公共機関
- キ 指定地方公共機関

- (5) 本部長は、情報連絡を円滑にするために、関係防災機関に対して、連絡員の派遣を要請することができる。情報連絡員は、本部派遣員と兼ねることができる。
- (6) 本部長は、迅速適切な人員確保、物資供給、救助救出活動、医療活動、避難行動要支援者対策、応急危険度判定、がれき処理、復興対応を行うため、本部職員と本部派遣職員等による特命部（職員・物資担当、救出部、医療部、避難行動要支援者担当、応急危険度判定部、がれき部及び復旧復興対応担当）を設置する。
- (7) 特命部設置のタイミングは、通常、発災（河川の氾濫や決壊）後を想定するが、水害の特長から災害対策本部の設置後、速やかに行う可能性がある。
- (8) 本部長は、必要に応じて、関係機関の代表職員と本部員等の職員による調整本部を設置することができる。
- (9) 情報収集指令室は、室長、副室長、班員で構成し、主な業務は次の表のとおり。

【7階防災センター情報収集指令室の組織及び業務内容】

組織名	業務内容
危機管理部長	(1)情報収集指令室の統括
総合防災対策室長	(1)情報分析班、通信班、受援班、部長不在時の情報収集指令室の統括
災害対策課長	(1)情報分析班、通信班の統括
情報分析班（班長：災害対策係長）	(1)被害・気象等の情報の収集と分析に関すること。 (2)避難情報の発令の検討に関すること。 (3)応急対策の実施状況把握と需給ギャップの推定と対策の検討に関すること。
通信班（班長：施設管理係長）	(1)通信手段の確保に関すること。 (2)被害情報の収集・伝達の発令に関すること。 (3)避難指示の伝達に関すること。 (4)都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること。 （資料編震災編 第19「宿日直者の職務概要」P.63、第23「災害状況速報」P.67、第24「災害（中間・確定）報告様式」P.68）
担当課長	(1)受援班の統括
受援班（班長：担当係長）	(1)受援に関する状況把握・取りまとめに関すること。 (2)応援資源の調達・管理の調整に関すること。 (3)応援の要請、受入れの取りまとめに関すること。
危機管理課長	(1)渉外・庶務班、連携班の統括 (2)部長・災害対策課長不在時の情報収集指令室の統括
渉外・庶務班（班長：危機管理係長）	(1)情報収集指令室への関係機関派遣員、危機管理部対応の防災関係機関・協定自治体等との連絡調整に関すること。 (2)防災会議、本部長室の招集及び運営に関すること。 (3)庁内調整、各種調整会議の開催に関すること。 (4)情報収集指令室の庶務に関すること。 (5)本部活動の記録の作成に関すること。

組織名		業務内容
連携班	広報室 (広報室長指定)	(1)報道広報活動に係わる情報の収集・伝達、報道機関等の対応 (2)災害情報の発信、調整等
	区(各部) (各部長指定)	(1)応急対策、各種会議、庁内調整等に関する情報収集指令室への参加・協力、及び連絡調整等 (2)受援ニーズに関する各部状況把握・取りまとめ、報告 (3)応援部隊の各部調整、受入れに関すること等

※ 連携班における区(各部)は、部の庶務担当係職員を原則とする。

※ 過去の災害の教訓から、応急対策の指令統制機能を主要な任務とする情報収集指令室(危機管理部職員)は、原則として報道機関、住民からの照会、来訪希望者への個別対応は行わず、本部長室での会議等を通じ、それらの対応体制を速やかに整備する。

【情報の重要性及び緊急性の優先順位付けの業務内容の例】

災害時には人命に関わる緊急対応が必要な情報と、そうでない情報が混在することで、一度に流通する情報量が増し、混乱をきたす危険性がある。各部が情報の重要性及び緊急性を検討し、状況に応じた業務の優先順位等について災害対策本部に報告、判断を仰ぐ必要がある。

2 区(各部等)の分掌事務は、下表に示すとおりである。

【各部・各公社等分掌事務内容】

各部・公社等称	災害発生1日～3日の応急対策	災害発生4日目以降の応急対策
区(政策経営部)	(1)復旧・復興案の作成準備 (2)災害対策予算の準備 (3)災害情報・避難所情報等の広報 (4)報道機関との連絡 (5)コールセンターの再開 (6)情報システム、電算機器の復旧 (7)復旧復興対応担当の管理・運営統括 (8)災害対策課支援	(1)復旧・復興案の作成 (2)災害対策予算の組み立て (3)災害情報・避難所情報等の広報 (4)報道機関との連絡 (5)臨時災害相談の統括 (6)電算機器の復旧
区(総務部)	(1)一般ボランティアの受入れ・支援に関すること。 (2)職員・物資担当の管理・運営統括 (3)救護食料及び救護物資の調達及び分配計画に関すること。 (4)応急対策物資、車両、船艇等の調達に関すること。 (5)職員動員数の把握に関すること。 (6)職員の給食に関すること。	(1)職員のサービス、給与、健康管理、公務災害補償に関すること。 (2)その他左記の応急対策業務

第1章 災害対策本部設置基準  
第2節 災害対策本部の組織及び活動

各部・公社等称名	災害発生1日～3日 の 応 急 対 策	災害発生4日目以降 の 応 急 対 策
区（危機管理部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部の運営に関する事。</li> <li>(2) 情報収集指令室の管理・運営統括</li> <li>(3) 災害情報の収集・伝達及び統括に関する事。</li> <li>(4) 防災関係機関及び各部との連絡調整に関する事。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災会議の開催に関する事。</li> <li>(2) その他左記の応急対策業務</li> </ul>
区（施設営繕部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部施設（本庁舎）の復旧</li> <li>(2) 区施設の災害応急復旧に関する事。</li> <li>(3) 区立の学校施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区施設応急復旧</li> <li>(2) 学校施設対応応急復旧</li> </ul>
区（区民部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難者・人材の輸送</li> <li>(2) 救護食料・救援物資の輸送</li> <li>(3) 飲料水の輸送</li> <li>(4) 救援物資・義援品の受領及び輸送</li> <li>(5) 死体火葬許可証の発行</li> <li>(6) 応急給水槽管理運営（課税課：小右衛門給水所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 左記の応急対策業務</li> </ul>
区（地域のちから推進部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区内被害情報収集・調査</li> <li>(2) 要配慮者の対応（要配慮者移送に関する事。）</li> <li>(3) 地域のちから推進部所管施設利用者の応急救護</li> <li>(4) 所管施設の被害状況調査</li> <li>(5) 第二次避難所（福祉避難所）の管理・運営</li> <li>(6) 遺体安置所の設置及び遺体の収容</li> <li>(7) 応急給水槽管理運営（スポーツ振興課：総合スポーツセンター、中川区民事務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所：北鹿浜公園、伊興区民事務所：諏訪木東公園内応急給水槽、江北区民事務所：北宮城町公園内応急給水槽）  （第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) り災証明のための家屋被災調査</li> <li>(2) り災証明発行</li> <li>(3) 文化財の保護</li> <li>(4) 左記の応急対策業務</li> <li>(5) 義援金の受領、配分計画及び見舞金の支給</li> <li>(6) 各種民間団体との連絡調整</li> <li>(7) がれき処理（被災家屋の解体・撤去）の住民申請受付</li> <li>(8) 応急仮設住宅受付協力</li> <li>(9) 応急学童保育の実施</li> </ul>

第1章 災害対策本部設置基準  
第2節 災害対策本部の組織及び活動

各部・公社等称	災害発生1日～3日 の応急対策	災害発生4日目以降 の応急対策
区（産業経済部）	(1)区内企業（団体）との連絡調整 (2)食品団体との連絡調整 (3)中小企業・事業者の再建促進支援	(1)左記の応急対策業務
区（福祉部）	(1)避難行動要支援者担当の管理・運営 (2)所管施設利用者の応急救護 (3)第一次・第二次（福祉避難所）避難所開設・運営統括 (4)避難行動要支援者対策 (5)応急給水槽管理運営（千住福祉課：千住スポーツ公園、西部福祉課：江北給水所、都立舎人公園）	(1)社会福祉団体連絡調整 (2)災害弔慰金等支給 (3)生活保護受給者等実態調査 (4)その他左記の応急対策業務
区（衛生部）	(1)医療部の管理・運営統括 (2)医療機関連絡調整 (3)都との連絡・調整 (4)緊急医療救護所の設置・運営 (5)保健活動班の編成・派遣 (6)医薬品・医療資器材の調達（総務部との調整による分担） (7)動物救護	(1)感染症の危機管理対策 (2)食品環境衛生指導・消毒班の編成・派遣 (3)避難所の医療相談対策（医療相談窓口の開設） (4)保健衛生上の試験・検査 (5)その他左記の応急対策業務
区（環境部）	(1)がれき部（災害廃棄物処理）の管理・運営統括 (2)道路啓開等に伴うがれきの受入れ（緊急仮置場の開設） (3)災害廃棄物の発生量・処理量の推計 (4)一次仮置場の必要面積の算定 (5)し尿の処理 (6)災害廃棄物処理方針・実行計画の策定	(1)粗大ごみ・廃家電等の受入れ（一次仮置場の開設） (2)倒壊家屋の解体・撤去・処理の住民申請に伴うがれきの受入れ（一次仮置場の開設） (3)し尿、避難所・生活ごみの処理 (4)環境保全対策 (5)災害廃棄物処理方針・実行計画の見直し（随時見直し）
区（都市建設部）	(1)救出部の管理・運営統括 (2)被災家屋からの救出・遺体搜索・搬送 (3)土木施設の被害情報収集 (4)土木施設の応急対策 (5)道路障害物除去	(1)土木施設復旧計画及び応急復旧 (2)復旧復興計画 (3)応急仮設住宅予定地調査

第1章 災害対策本部設置基準  
第2節 災害対策本部の組織及び活動

各部・公社等名	災害発生1日～3日間の応急対策	災害発生4日目以降の応急対策
	(6) 震災時水防本部の運営 (7) 河川巡視及び排水場施設運転管理 (8) 堤防・護岸の応急対策 (9) 応急給水槽管理運営（西部公園係：諏訪木東公園） (10) 復旧復興対応担当の管理・運営統括 (11) 復旧復興計画準備 (12) 建築基準法第84条による建築制限	(4) 応急仮設住宅建設協議 (5) 応急仮設住宅の入居広報、受付、選定、入居者管理 (6) 被災住宅の応急修理 (7) 公的住宅のあっ旋 (8) 左記の応急対策業務
区（会計管理室） ※出納部	(1) 物品・現金の出納	(1) 左記の応急対策業務 (2) 災害援護金及び義援金等の一時保管
区（教育指導部）	(1) 区立学校被害情報収集 (2) 学校教育施設被害調査 (3) 第一次・第二次（福祉避難所）避難所管理・運営（第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設）	(1) 応急教育 (2) 教育相談 (3) 左記の応急対策業務
区（学校運営部）	(1) 区立学校被害情報収集 (2) 学校教育施設被害調査 (3) 第一次・第二次（福祉避難所）避難所管理・運営（第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設）	(1) 学用品の支給 (2) 左記の応急対策業務
区（子ども家庭部）	(1) こども園・保育園・認証保育所・家庭的保育事業者等の被害情報収集及び連絡調整 (2) こども園・保育施設の応急対策、再開等 (3) 第一次避難所管理・運営	(1) こども園・保育園等の復旧計画 (2) 応急保育の実施 (3) 左記の応急対策業務
区議会事務局 ※議会部	(1) 区議会災害対策会議の業務（情報収集、区議会議員との連絡調整等） (2) 全員協議会（災害発生4日目13時開催）の準備業務	(1) 区議会議員との連絡調整 (2) 全員協議会に関する業務
生涯学習振興公社	(1) 所管施設利用者応急救護 (2) 所管施設の被害状況調査	
勤労福祉サービスセンター	(1) 区（産業経済部）の支援	(1) 左記の応急対策業務

第1章 災害対策本部設置基準  
第2節 災害対策本部の組織及び活動

各部・公社等 名 称	災害発生1日～3日 の 応 急 対 策	災害発生4日目以降 の 応 急 対 策
足立区観光交流協会	(1)区(産業経済部)の支援	(1)左記の応急対策業務
社会福祉法人 足立区社会福祉協議会	(1)区(福祉部・総務部)の支援	(1)左記の応急対策業務

- ※ 部の名称及び分掌事務は、足立区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。
- ※ ただし、風水害時は、水害時庁内タイムラインを合わせて運用する。また、本部長は、職員動員数、災害の状況等に応じ必要があると認めるときは、臨時に分掌事務を変更することができる。
- ※ 本部長は、災害対応の緊急性や業務量等に応じ、必要があると認めるときは、部を横断し人員を再配分することができる。

第3 災害対策本部体制の考え方と業務分掌

大規模災害では、迅速、かつ柔軟な意思決定及び応急対応ができる組織体制の整備が重要である。そのためには、災害の初動期から、優先的に取り組むべき業務を迅速に選定し、部署横断的に柔軟に対応することが求められる。本区では、ICS(※)の考え方を参考に、本部体制を以下のとおり構築する。

- 1 情報収集指令室を、災害対策本部長の指揮を補佐する部門として位置づける。情報収集指令室で情報収集伝達、受援活動の取りまとめ、本部長室への各種情報の伝達、各部への指示等を実施する。
- 2 「特命部」を設置し、初動期から優先的な対応が求められる業務にあたる。現在、区で指定した特命部は以下のとおり。

種 類	概 要
職 員 ・ 物 資 担 当	活動に必要な人員(区職員)の確保、物資の供給等
避 難 行 動 要 支 援 者 担 当	避難行動要支援者への避難支援等
医 療 部	医療活動支援等
が れ き 部	がれき等の災害廃棄物処理等
応 急 危 険 度 判 定 部	建物等の応急危険度判定の実施等
救 出 部	負傷者等の救出支援等
復 旧 復 興 対 応 担 当	復興本部の設置・運営、計画類の作成等

- ※ 1970年代に米国において開発されたICS(Incident Command System)は、災害現場、事件現場などにおける標準化されたマネジメントシステムであり、日本でも、自衛隊、海上保安庁、岩手県等に導入されている。ICSでは、災害対策本部を5つの機能(指揮調整、資源管理、情報作戦、財務管理、事案処理)の集合体と捉えている。組織を統括する「指揮調整」部門が、3部門(資源の供給を実施する「資源管理」、情報収集、事案処理計画策定等を実施する「情報作戦」、災害時発生する事務を処理する「財務管理」)の報告を受け、「事案処理」部門に指示する体制をとる。東日本大震災において、岩手県は、指揮調整にあたる「本部長等」が、それを補佐する「本部支援室」と連携し、事案処理にあたる各部署に指示等をする体制を構築した。

## 第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

### 第1節 業務継続計画（BCP）の位置づけ

## 第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

### 第1節 業務継続計画（BCP）の位置づけ

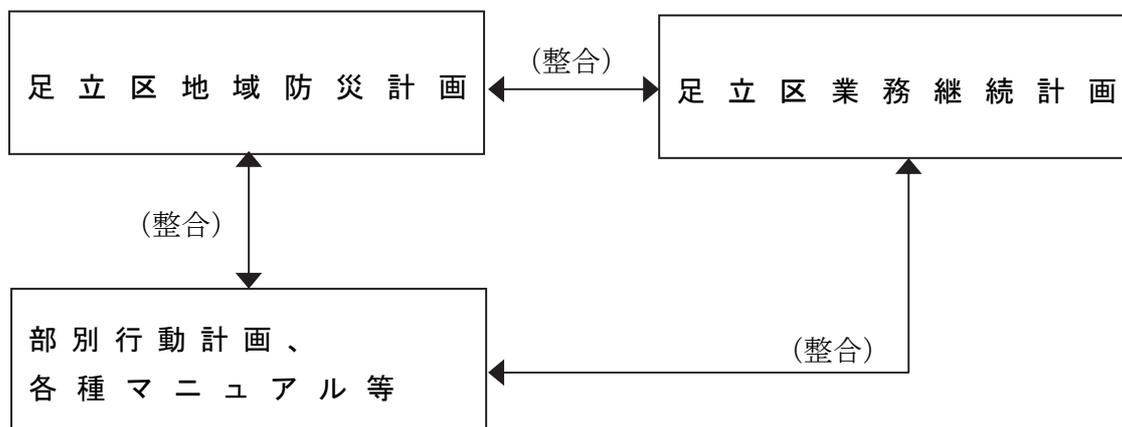
大規模水害では、猛烈な台風の接近が予想された段階から被害の情報収集、分析や避難対策等の水害対応のための業務が発生する一方で、平常時に行っている区の通常業務である戸籍事務や庁舎の施設の維持など、水害発生の前後を除き休止、停止ができない業務も多い。

さらに、行政自体が被災し、必要な業務の遂行に投入できる人的資源や設備等の物的資源が、平常時より少なくなっている可能性がある。

このため、業務継続計画（BCP）は、地域防災計画と整合を図りながら、水害時に優先する業務の継続に関する基本的な考え方を取りまとめるものである。

なお、風水害対応の実施にあたっては、各部課の役割に応じた行動計画、各種マニュアル等において、さらに具体的に示すものとする。

#### 【業務継続計画（BCP）の位置づけ】



出典：足立区業務継続計画【水害編】（平成31年3月）

## 第2節 風水害時に優先する業務

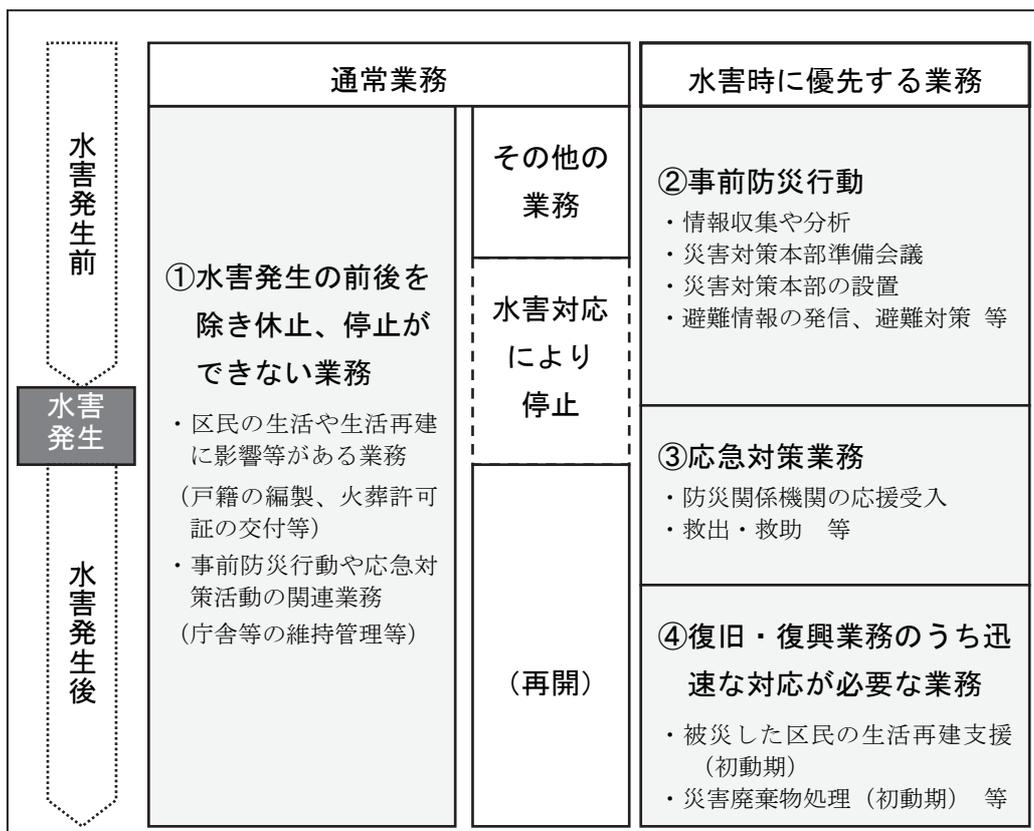
### 第1 風水害時に優先する業務

#### 1 風水害時に優先する業務の想定

風水害時に優先する業務は、次の4つを想定する。

- (1) 通常業務のうち水害発生の前後を除き休止、停止ができない業務
- (2) 事前防災行動
- (3) 応急対策業務
- (4) 復旧・復興業務のうち迅速な対応が必要な業務

#### 【水害時に優先する業務のイメージ】



出典：足立区業務継続計画【水害編】（平成31年3月）

### 2 風水害時に優先する業務の順位

#### (1) 優先順位の類型化

水害が発生した場合、区は、その対応に重点をおく必要が生じるとともに、自己も被災するなど、人的資源や設備等の物的資源の制約を受ける可能性が高い。

このため、通常業務について、事前に人的資源や設備等の物的資源を優先して投入する業務を類型化しておく必要がある。

優先順位の類型は、区民の生命、財産の保護及び社会生活の維持への影響の大きさを考慮し、次のA～Dの4類型を設定する。

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要  
第2節 風水害時に優先する業務

類型	優先すべき業務内容
類型A	区民の生命、財産の保護及び社会生活の維持に重大な影響を及ぼす業務
類型B	遅くとも水害発生後1週間以内に復旧しないと、区民の生命、財産の保護及び社会生活の維持に相当の影響を及ぼす業務
類型C	遅くとも水害発生後2週間以内に復旧しないと、区民の生命、財産の保護及び社会生活の維持に影響を及ぼす業務
類型D	休止・停止が区民の生命、財産の保護及び社会生活の維持に直ちに影響を及ぼすものではないと見込まれる業務

(2) 着手・復旧時間の目標設定

優先順位のA～Dの類型ごとに、水害発生後の着手時間、復旧時間について目標を設定する。

着手・復旧時間の設定目標

類型	災害前	3日後	1週間後	2週間後	30日後
類型A	→				
類型B		→			
類型C			→		
類型D				→	

類型	着手時期	復旧目標
類型A	水害発生前または発生後直ちに着手	発生後3日以内に復旧
類型B	水害発生後3日以内に着手	発生後1週間以内に復旧
類型C	水害発生後1週間以内に着手	発生後2週間以内に復旧
類型D	水害発生後1週間以上は着手せず	発生後30日以内に復旧

なお、河川の氾濫により区内で浸水が始まった時点を基準時間とするが、「排水が完了しないと着手できない業務」と「排水が完了しなくても代替施設等で対応できる業務」があるため、浸水地域での業務着手、復旧には、浸水継続時間も考慮する。

第2 業務継続計画（BCP）の発動と運用

- 1 業務継続計画（BCP）の発動は、災害対策本部設置後に、災害対策本部の指示により行われ、その指示に基づき被災時対応を開始する。
- 2 BCP発動後の被災時対応の終了時期は、災害対策本部が決定し、全部門の職員に通

## 第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

### 第2節 風水害時に優先する業務

知する。また、復興に向けて迅速に平常時の体制へと移行できるよう、区（各部）が努める。

- 3 本部長またはその代理者は、災害対策と業務継続計画（BCP）における各部の業務を調整する必要があると認める場合は、業務継続調整会議を招集する。同調整会議は、副区長を座長として、災害対策上の緊急業務を優先できるよう会議の出席者を調整する。

第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要

第3節 職員配備計画

第3節 職員配備計画

第1 非常配備態勢

1 本部長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、状況により次の区分に基づき非常配備態勢の指令（下図）を発し、部長及び本部の職員を配備する。

【非常配備態勢の種別】

種 別	発令の時期	動員体制	
第 一 次 非常配備態勢	(1)災害が発生するおそれがあるとき、その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	【管理職、部長の指定する者、その他本部長が必要とする者】 500名程度	災害の発生を防止するための措置を強化し、救助その他、必要な準備を開始する。また、情報収集活動を主とする態勢とする。
第 二 次 非常配備態勢	(1)局地的災害が発生し、または災害の発生が予想されるとき。 (2)その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	【職員の4分の1】 900名程度	第一次非常配備態勢を強化し、局地災害に直ちに対処できる態勢でかつ社会的混乱の防止をし、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。
第 三 次 非常配備態勢	(1)区内の複数地域について災害が発生し、または災害の発生が予想されるとき。 (2)その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。	【職員の2分の1】 1800名程度	区内の複数地域についての災害に直ちに対処できる態勢
第 四 次 非常配備態勢	(1)災害が拡大し、第三次非常配備態勢では対処できないとき。 (2)その他の状況により災害対策本部長が必要と認めたとき。	【全職員】	本部の全力をもって対処する態勢

※「体制」：統一的、持続的・恒久的な組織・制度（例：本部体制、活動体制など）

「態勢」：一時的な対応・身構え（例：一時受入態勢、非常配備態勢など）

2 本部長は、職員動員数、災害の状況等により必要があると認めたときは、非常配備の態勢を変更する。また、状況に応じて特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、または特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢を発する。

3 総務部長は、必要に応じて区職員動員数を各部長に求め、把握する。

（資料編震災編 第25「非常配備態勢配備人員報告様式」P.69）

4 本部長は、職員動員数、災害の状況等により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、または特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢を発する。

5 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、部別行動計画に基づき、所定のマニュアルを参考に所属職員に必要な指示をしなければならない。

## 第2 非常配備態勢までの対応

- 1 夜間・休日等に発生する災害等の非常事態に対処するため、平日夜間にあつては、情報連絡員（2人）が、休日等にあつては、管理職員（1人）及び情報連絡員（2人）が、輪番制で7階防災センターに宿直し、勤務時間外の災害発生に備える。
- 2 区は、発災後災害対策本部が設置されるまでの間、勤務時間内においては、7階防災センター内に設置された情報収集指令室の要員が、勤務時間外においては、7階防災センター勤務の災害情報連絡員（2人）と連絡を受けた危機管理部当番班要員が、災害情報の収集と連絡にあたり対応する。対応にあつては、情報収集指令室長または各班長の指示を受けるとともに、休日の時間外にあつては、管理当直者の指示に従うものとする。
- 3 気象庁の「予報」若しくは「警報」、またはこれに準じる災害に関する情報を入手した場合、危機管理部長が必要を認めたときは、7階防災センターに情報収集指令室を設置し、必要な情報収集を行うとともに災害予報等の動向を分析し、必要に応じて非常配備態勢への移行を準備する。
- 4 水防本部が設置される場合には、水防本部の職員配備態勢の行動に準じる。

### 第3章 防災関係機関等との相互協力関係

第1節 防災関係機関等との協力計画／第2節 都との協力計画／第3節 他自治体等地方公共団体との協力計画／第4節 民間団体等との協力計画及びボランティア等の受入計画

## 第3章 防災関係機関等との相互協力関係

区は、区内において発生した災害に対して、区及び区内所在の防災関係機関を中核とする応急対策を行うことを基本とする。このため、区と防災関係機関は日常から連携を密にして、災害に対処しなければならない。また、災害の程度により被害が広範囲に及び、区内防災関係機関だけでは対応が困難な場合には、国や都、他自治体からの応援、及び民間団体やボランティアによる支援等を受けて対応する必要がある。

### 第1節 防災関係機関との協力計画

第1 区は、下記に示す防災機関の長または代表者に対し災害応急対策の実施を要請する。

防災関係機関に支援を要請する際は、必要な手続きを考慮し、迅速な受入れを可能とする。

- 1 警察災害派遣隊
- 2 緊急消防派遣隊
- 3 自衛隊

### 第2節 都との協力計画

第1 区長は、都知事に応援または応援のあっ旋を求める等、災害対策に万全を期することとする。都に支援を要請する際は、必要な手続きを考慮し、迅速な受入れを可能とする。

### 第3節 他自治体等地方公共団体との協力計画

第1 区は、災害時において他自治体の協力が得られるよう協定を締結し、協力体制を構築するとともに、区内で災害が発生した場合は、相互応援協定を締結している地方自治体へ支援を要請し、受入れ体制の整備に努め、迅速な受入れを可能とする。また、応援協定自治体以外についても、国や都、または自治体に直接支援を要請し、受入れ体制の整備に努め、迅速な受入れを可能とする。

### 第4節 民間団体等との協力計画及びボランティア等の受入計画

第1 区は、民間団体等との協定に基づき、各部長は、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する。民間団体等に支援を要請する際は、協定に基づく手続きに努め、迅速な受入れを可能とする。

第2 区（総務部）は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、専門ボランティア及び一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入れ体制を整備し、迅速な受入れを可能とする。

第3 区は、医療関係機関等と連携し、医療救護に係わる応援隊の受入れ体制の整備に努め、迅速な受入れを可能とする。